

臨床倫理に関する方針

佐世保市総合医療センター

2007年11月1日作成

2012年11月1日改訂

2017年11月10日改訂

基本的人権、患者の権利、医の倫理に基づき、患者にとって最も望ましい医療を行う。医療を行う場合の倫理原則として以下を参照し、臨床倫理上の問題に対応する際の参考とする。

(1) 個人の尊重

判断能力のある患者の決定は家族の希望、医師の勧めに反していても尊重する。患者の意思決定能力が病気、薬剤によって損なわれている場合は、家族または法定代理人との緊密な話し合いに基づいて治療方針を決定する。

(2) 患者の知る権利

医師などの医療スタッフは、患者に対して持てる全ての情報を提供し、診療方針に対する患者の自由な選択を妨げない。

(3) 真実を告げる

患者が自己決定できるように、医師は診断や治療法、予後の見通しについての正確な情報を提供する。誤解や誤った情報に基づいて、意思決定をさせない。

(4) 守秘義務

個人情報保護法を遵守する。診療の過程で取得する患者・家族の健康・家族関係に関する情報（患者情報）は極めて秘密性の高いもので、患者情報がもれることによる被害から患者を守る義務があり、同時に医師は患者から情報を守秘することを期待されている。しかし、守秘義務によって第三者に危害が及ぶ可能性が明らかな場合は、情報開示については患者とも十分に相談する必要がある。

(5) 約束

患者との約束はしっかりと守り、医師個人、医療専門職としての信頼感を高め、医師・患者間の信頼関係の構築につとめる。医師患者関係はお互いの信頼関係に基盤があり、約束を守ることが重要である。しかし、約束を守ることが他の倫理原則に抵触する場合はあるときには十分に注意する。

(6) 患者の最善の利益

医師は患者の人権を尊重し、優しい心で接するとともに、医療内容について、患者に理解できる言葉で説明し、患者の利益のために積極的な行動をとる。医師による患者の最善の利益の追求と患者の自己決定が対立する場合には、医師は専門家としての責任を持つ立場から患者の話をよく聞き、有効な治療に応じるように説得を試みる。もし合意が得られなければ、患者の自己決定を尊重はするが救命の場合には医療者の判断が優先される場合がある。意思決定能力を欠く患者においては、患者の利益を守る立場で、家族・法定代理人と相談し決定する。

(7) 医療資源の公平な配分

同時に複数の患者が集中治療室での治療等といった限られた医療資源を使用する場合に、割り振りの際に競合することがある。医師は患者の医療上の必要度に応じて、医療資源を患者に適切に提供する。

(8) その他

この方針に定めるもののほか臨床倫理に関し必要な事項は、院長が別に定める。